

中村会計だより 夏号



相続税と贈与税の一体化

相続開始前3年以内の贈与加算を7年以内加算に強化

これまでは被相続人（亡くなった者）から贈与により財産を取得した場合、相続開始前3年以内に受けた贈与財産は相続税の課税価格に加算されていましたが令和6年1月1日以後に贈与した財産については7年以内の加算対象となります。

経過措置として令和9年（2027年）1月1日以後の相続開始から順次延長されます。（図表参照）

例 ① 令和10年（2028年）1月1日になくなった場合 4年間分が加算
（令和6年1月1日以降～令和10年1月1日までの贈与財産）

例 ② 令和13年（2031年）1月1日になくなった場合 7年間分が加算
（令和6年1月1日以降～令和13年1月1日までの贈与財産）

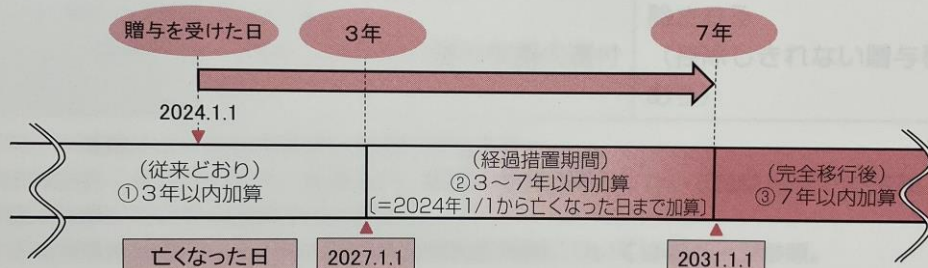
・延長された4年分から100万円を控除

現行の3年加算から延長される4年間に受けた贈与については期間延長される4年分に贈与により取得した財産の合計額から100万円を控除した額が相続税の課税価格に加算されます。

・7年以内加算は被相続人から相続等によって財産を取得した者に限定

被相続人から相続又は遺贈等によって財産を取得しなかった孫、ひ孫や婿・嫁などが相続開始前7年以内に被相続人から贈与を受けた財産は加算されません。

■ 相続前贈与の加算期間の延長に伴う経過措置



所有者不明土地に関する制度創設

所有者不明土地とは・・・相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

所有者不明土地が及ぼす影響

土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず民間取引や土地の利活用の阻害要因となる。

土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生する。

財産管理制度 令和5年4月1日施行

所有者不明・管理不全状態にある土地・建物の管理制度

利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって管理を行う管理人を選任してもらうことができるようになりました。

管理人は裁判所の許可を得れば所有者不明の土地を売却等もすることができ、管理不全の土地・建物について補修工事・ゴミの撤去などを管理人に依頼することができます。

※管理人には事案に応じて弁護士・司法書士・土地家屋調査士等のふさわしい者が選任されます。

関与先専用ページのご案内

中村会計のホームページには関与先専用ページがあることをご存じでしょうか？
掲示板やセミナー動画で事務所からのお知らせやインボイスなどの重要な情報を見ることができます。

- ・インボイス登録番号聞き取り用書式
- ・扶養親族の収入しらべ書式などのひな形

中村健税理士事務所で検索
(<https://www.nakamurakaikei.com/>)
TKC 戦略経営者メニュー21 →

“ 会計事務所ホームページ ” 選択

『関与先専用ページ』を選択

ユーザー名 : kanyo (小文字)
パスワード : 03293